明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

り損金の額に算入しないものに限る。）として計上されたものであって、当該各営業期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないものを除く。）及び損失（次号イ及び第三十一号において「費用等」という。）の合計額を控除して得た額と、当該各営業期間における益金の額から損金（金銭の分配又は繰越欠損金に係る損金を除く。次号イ及び第三十一号において同じ。）の額を控除して得た額との差額をいう。

三十　一時差異等調整引当額　法第百三十七条第一項本文の規定により、利益を超えて投資主に分配された金額（以下「利益超過分配金額」という。）のうち、次に掲げる額の合計額の範囲内において、利益処分に充当するものをいう。

イ　所得超過税会不一致（益金の額から損金の額を控除して得た額が、収益等の合計額から費用等の合計額を控除して得た額を超える場合における税会不一致をいう。）

ロ　純資産控除項目（第三十九条第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号及び第四号に掲げる額の合計額が負となる場合における当該合計額をいう。）

三十一　一時差異等調整積立金　投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、利益超過税会不一致（収益等の合計額から費用等の合計額を控除して得た額が、益金の額から損金の額を控除して得た額を超える場合における税会不一致をいう。）の範囲内において、将来の利益処分に充当する目的のために留保したものをいう。

第十八条中「法第百三十七条第一項本文の規定により、利益を超えて投資主に分配された金額（以下「利益超過分配金額」という。）」を「利益超過分配金額」に改め、「場合には、」の下に「当該」を加える。

第十八条の二第一号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削る。

第三十九条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、出資総額控除額に一時差異等調整引当額が含まれているときは、当該一時差異等調整引当額をその他の出資総額控除額と区分して表示しなければならない。

第三十九条第五項中「に買換特例圧縮積立金」の下に「又は一時差異等調整積立金」を、「当該買換特例圧縮積立金」の下に「又は当該一時差異等調整積立金」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　出資剰余金に係る項目は、法第八十条第五項、第百二十五条第三項、第百三十六条第二項若しくは第百三十七条第三項又は第十九条第三項の規定により出資剰余金から控除される金額がある場合には、出資剰余金と出資剰余金控除額とに区分しなければならない。この場合において、出資剰余金控除額に一時差異等調整引当額が含まれているときは、当該一時差異等調整引当額をその他の出資剰余金控除額と区分して表示しなければならない。

第五十四条第三項及び第五十六条第五項中「に買換特例圧縮積立金」の下に「又は一時差異等調整積立金」を加える。

第六十二条に次の一号を加える。

十三　一時差異等調整引当額の戻入れ及び一時差異等調整積立金の取崩しの処理に関する事項

第七十六条第二項中「取崩し」の下に「又は一時差異等調整積立金の取崩し」を加え、「場合は、その」を「ときは、それらの」に改め、同条第三項中「、買換特例圧縮積立金」の下に「又は一時差異等調整積立金」を、「当該買換特例圧縮積立金」の下に「又は当該一時差異等調整積立金」を加える。

第七十七条に後段として次のように加える。

この場合において、利益超過分配金額に一時差異等調整引当額が含まれているときは、当該一時差異等調整引当額に係る控除額をその他の控除額と区分して表示しなければならない。

第七十八条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、利益超過分配金額に一時差異等調整引当額が含まれているときは、投資口一口当たりの当該一時差異等調整引当額をその他の投資口一口当たりの利益超過分配金額と区分して表示しなければならない。

第七十八条第二項後段中「表示し」の下に「、当該減算額に一時差異等調整引当額の戻入額が含まれているときは、当該減算額のうち、一時差異等調整引当額の戻入額から成る部分の金額は、その他の減算額と区別して表示し、出資剰余金に係る一時差異等調整引当額を出資剰余金控除額に振り替えるときは、その旨及びその金額を表示し」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（投資法人の計算関係書類に関する経過措置）

2　この府令による改正後の投資法人の計算に関する規則（次項において「新投資法人計算規則」という。）の施行の日（次項において「施行日」という。）前に開始した営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。次項において同じ。）に関して作成すべき計算関係書類（この府令による改正前の投資法人の計算に関する規則（次項において「旧投資法人計算規則」という。）第二条第二項第一号に規定する計算関係書類をいう。）に関しては、この府令の施行後も、なお従前の例による。

（負ののれん発生益に係る任意積立金及び当期未処分利益に関する経過措置）

3　新投資法人計算規則の施行日の属する営業期間に係る貸借対照表上の任意積立金及び当期未処分利益（当該営業期間に係る金銭の分配として充当された金額を除く。）のうち、当該営業期間以前の営業期間において、旧投資法人計算規則第四十八条第三項の規定により同項の負ののれん発生益に細分された金額がある場合には、施行日から起算して二年を経過する日までの間に終了する営業期間のうちいずれかの営業期間に係る金銭の分配に係る計算書において、当該金額を新投資法人計算規則第二条第二項第三十一号に規定する一時差異等調整積立金として積み立てることができる。

府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省令第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の五第一項、第三十五条の六第三項及び第四項並びに第三十五条の八の規定により読み替えて準用する同法第三十一条第一項の規定に基づき、並びに同法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）を実施するため、独立行政法人情報通信研究機構が行う独立行政法人情報通信研究機構法第十四条第二項第一号に規定する業務に係る業務運営に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人情報通信研究機構が行う独立行政法人情報通信研究機構法第十四条第二項第一号に規定する業務に係る業務運営に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人情報通信研究機構が行う独立行政法人情報通信研究機構法第十四条第二項第一号に規定する業務に係る業務運営に関する命令（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人情報通信研究機構が行う国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第二項第一号に規定する業務に係る業務運営に関する命令

第一条中「独立行政法人情報通信研究機構（）を「国立研究開発法人情報通信研究機構（）に、「独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法」に改める。